80cm 以上 60cm 以上

ブロック塀などの撤去費用を補助します

平成30年6月に発生した大阪府北部地震でのブロック塀倒壊による事故を受け、基準に合っていないブロック塀などの安全対策の必要性が再認識されています。安全対策が必要なブロック塀などの撤去費用を補助しますので、もしもの時の備えに活用ください。

■申込

受付期間:4月11日(木)~来年1月中旬(予定)

方 法:補助金交付申請書のほか市が定める書類に土地の固定資産証明書 (登記事項証明書でも可)、工事の見積書、ブロック塀の位置がわか る図面、現況のブロック塀の長さ、高さ、撤去範囲がわかる図面、現 況写真を添えて持参または郵送で〒860-8601建築物安全推進室 (市庁舎9階 平日午前9時~午後5時)へ

※補助金交付申請書は、市ホームページからダウンロードまたは建築物安全推進室で配布。 ※必要書類は内容により異なる場合があります。詳しくは、建築物安全推進室へ。

■対象となる工事

対象となるブロック塀などを全撤去する工事または、道路、公園からの高さを40cm以下にする工事

部分的な撤去について

それぞれ独立したブロック塀ごとに補助対象かどうか判断します。一番右の図のように、一連のブロック塀の一部分のみの撤去は対象外となります。



■対象となるブロック塀の条件

以下のすべてに該当するものが対象となります。

- 1.<u>道路*1または公園</u>*2<u>に</u> 面したブロック塀など*3
- 2.道路または公園からの ^{道路、公園} 高さが80cm以上かつブ

ロック塀など自体の高さが60cm以上のもの

- 3.市の専門家調査または申請者自身の点検表による確認で不適合があり、安全性が確認できないもの。 (点検表は、市ホームページからダウンロードまたは 建築物安全推進室で配布。)
- ※1 道路(建築基準法第42条の道路、通学路、避難路など)
- ※2 公園(都市公園法に基づく都市公園、本市が管理する公園、 避難所など)
- ※3 ブロック塀など(コンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀、 その他これらに類すると認められるもの)

■補助金額

以下の①、②、③のいずれか低い額を補助します。

①20万円

- ②ブロック塀などの長さに12,000円/mを乗じて得た額
- ③撤去工事に要する費用(見積り金額)(消費税除く)
- ◎補助を受けずに実施したブロック塀撤去工事は、<u>平成30年7月5日から平成31年2月4日までの間</u>に着手(契約)し、適切に 実施されたことがわかる書類などがあれば、さかのぼって補助を受けられる場合があります。詳しくは、建築物安全推進室へ。

(建築物安全推進室 ☎096-328-2449)

自宅の前景でを支援します。

自身の生命や財産を守るために住宅の耐震化はとても重要です。本市では耐震診断士(耐震診断を行う方法を習得している建築士など)が自宅を訪問し、目視や図面などにより地震に対する強さを診断する耐震診断を実施しています。耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合、その後の耐震改修工事や建替え工事などの補助も実施しています。

対象となる住宅の条件

市内にあり、人が住んでいるまたは住む見込みがある戸建木造住宅で以下の1~3すべてに該当する住宅。

- 1. 平成12年5月31日以前に着工したもの
- 2. 在来軸組構法、伝統的構法で建てられたもの
- 3.3階建て以下のもの

※昭和56年6月以降に着工した戸建木造住宅は熊本地震による被害を受けたもの(り災証明や被害写真により確認できるもの)が対象です。

耐震化事業の流れ

耐震診断

診断に要する費用:一戸あたり 5,500円

募集戸数:330戸程度(申込み多数の場合は抽選)

申 込:4月18日~24日までに申込書、外観の写真(2枚)、住宅の図面(写し)、昭和56年6月以降に着工した住宅は熊本地震に関するり災証明書または被害状況が分かる写真を持参または郵送で〒860-8601建築物安全推進室へ(持参の場合は平日午前9時~午後5時までに市庁舎11階会議室へ)



設計改修工事 一括補助

耐震診断士が行う補強案と設計図の作成や耐震改修工事を一括して行う場合、改修工事費の一部を補助します。

補助額:改修工事費の5分の4以内で上限100万円

受付期間:4月11日(木)~11月中旬(予定)

募集戸数:125件(先着順)

申 込:補助金交付申請書に必要書類を添えて持参で 建築物安全推進室(市庁舎9階 平日午前9時 ~午後5時)へ

※上記補助のほかに、耐震シェルターや建替えの補助制度もあります。

申込書や補助金交付申請書は、3月26日(火)以降に市ホームページからダウンロードまたは建築物安全推進室で配布。必要書類は補助の内容で異なる場合があります。詳しくは、市ホームページ、建築物安全推進室窓口または電話(☎096-328-2449)でお尋ねください。

補助を受けずに 実施した耐震診断 などに対する 補助制度 熊本地震のあとに補助を受けず自身の負担で実施した耐震診断や耐震改修工事が、適切に実施されたことがわかる書類などがあれば、かかった費用の一部の補助を受けることができる場合があります。 ※その他、各事業には詳細な条件があります。

耐震診断

平成29年10月1日から平成30年4月10日までに着手(契約)したものが対象となります。(平成29年9月30日以前の契約は熊本県で受付)

補強計画設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター

平成28年4月14日から平成30年4月22日までに着手(契約)したものが対象となります。 (耐震診断の結果が、評点1.0未満(耐震性が無い)の住宅が対象です。)